



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 29, 2022年11月～12月)



## 保険セクターの国際的な規制の動向（2022年11月～12月）

### 内容

A: 星 MAS、保険会社の他業禁止および外部委託にかかる規制の強化を提案（11月4日）	.....3
B: ESAs、グリーンウォッシングに関する情報収集を開始（11月15日）	.....4
C: FSB、気候シナリオ分析にかかるレポートを公表（11月15日）	.....5
D: IAIS、保険会社の流動性指標を策定（11月18日）	.....6
E: EIOPA、サイバー・ストレス・テストに関するメソッドロジ-原則案を公表（11月24日）	.....8
F: EC、DORA 法を採択（11月28日）	.....9
G: 印 DFS、生損保の兼営を可能とする法案を公表（11月29日）	.....11
H: 豪 APRA、気候シナリオ分析の結果を公表（11月30日）	.....12
I: 豪 APRA、再建および退出計画にかかる監督基準を最終化（12月1日）	.....13
J: 馬 BNM、気候関連のリスク管理に関する規制を策定（12月2日）	.....14
K: EIOPA、保険のプロテクション・ギャップのダッシュボードを公表（12月5日）	.....15
L: 豪 APRA、個人向け保険の保険料の引上げにかかる懸念を表明（12月8日）	.....16
M: FSB、G-SII の指定を停止（12月9日）	.....17

## A: 星 MAS、保険会社の他業禁止および外部委託にかかる規制の強化を提案（11月4日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、2023年1月13日を期限として、シンガポールの保険会社による他業禁止や外部委託にかかる規制を設けることなどを内容とする保険会社の改正案を市中協議に付した。提案された規制案の概要は以下のとおり。

<p><b>他業禁止</b></p>	<p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• MASは、保険会社が、①保険事業および許容される事業以外の事業を直接的に営むこと、②その商号やロゴ、商標を物的なインフラや他の企業とシェアすること、③MASの事前の承認無く、企業を買収し、もしくは、株式の過半数（major stake）を取得すること、を禁止する。</li> <li>• その目的は、保険会社が、保険の本業に集中し、非保険事業を行うことによって生じる潜在的な悪影響を回避すること。</li> </ul> <p>許容される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社は、保険事業、保険事業に付随する事業、MASが指定する事業、および、MASが承認する事業以外の事業を営むことができない。</li> <li>• 保険事業に付随する事業が何であるかは、保険会社のビジネス・モデルによって異なり得る。例えば、ファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供は、生命保険会社の付随業務と考えられるが、損害保険会社の付随業務とは考えられないこともあり得る。保険会社は、個々の事業ごとに「付随性」を判断する必要がある。</li> <li>• MASが指定する事業とは、保険事業に関連する、もしくは、保険事業を補完する事業である。MASは、そのリストを市中協議に付す予定である。</li> <li>• MASが承認する事業について、MASは、①保険会社が営もうとする事業が保険会社の保険事業に関連し、もしくは、それを補完するものであるか、②当該事業が戦略的な価値を有するものであるか、③関連するリスクは何か、といった観点から審査する。</li> </ul> <p>商号等の共用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• シンガポールの保険会社の商号、ロゴ、商標を第三者（保険会社が所有していないビル等の物的なインフラや他の企業等。）が利用する場合には、原則として、MASの事前の承認を得なければならない。その目的は、商号等の共有から生じ得る風評リスクやリスクの伝播を回避することにある。</li> <li>• 外国保険会社の場合、第三者とパートナーシップを組もうとする場合、もしくは、非規制金融事業や非金融事業を営むために株式の過半数を取得しようとする場合を除き、商号等の共有に関する上記の規制は適用されない。</li> </ul>
<p><b>保険会社による外部委託の監督</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社は、外部委託の取極めを締結しようとする場合、また、継続的に、サービス提供者の能力を評価するため、デュー・ディリジェンスを行わなければならない。</li> <li>• 外部委託の取極めについて、①保険会社の顧客情報の機密性の保護、②サービス提供者の帳簿を監査するためのMASもしくは保険会社の権利、③MASの要請に応じた、外部委託に</li> </ul>

	関連する記録や文書、情報、報告の提出、④一定の状況下での外部委託契約の終了、⑤限定的な場合にのみ再委託する権利、にかかる規程を設けなければならない。
--	--

インプリケーション：保険会社の外部委託にかかる規制の強化は、グローバルな規制の動向と方向を同じくするものであると考えられる。他方で、今般、MASが保険会社の他業禁止にかかる規制を強化する方針を打ち出したことは興味深く、今後の各保険会社の動向は注目に値する。

(出所) MAS ‘Consultation Paper on Amendments to the Insurance Act and the Insurance (Intermediaries) Regulations’

## B: ESAs、グリーンウォッシングに関する情報収集を開始（11月15日）

- 欧州監督当局（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、2023年1月10日を期限として、EUの金融セクターにおけるグリーンウォッシングの可能性に関する情報収集を開始した。主な内容は以下のとおり。

<b>経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESAsは2022年5月、欧州委員会（EC）から、グリーンウォッシング・リスクおよびサステナブル・ファイナンス方針の監督にかかる情報の提供依頼を受けた。ESAsは、2023年5月末までにプログレス・レポートを、2024年5月末までに最終報告をそれぞれECに提出することが期待されている。</li> </ul>
<b>目的と範囲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「グリーンウォッシング」という用語は、ESGのすべての領域にかかるサステナビリティ関連の宣伝（claims）をとらえるよう、広い意味で用いられている。</li> <li>ESAsの関心は、①グリーンウォッシングを理解する方法とグリーンウォッシングの主なドライバーに関する多様なステークホルダーの意見、②EUの金融セクターにおける潜在的なグリーンウォッシングの事例、③グリーンウォッシングの規模とそのリスクが高い分野を特定するためのデータ、の3つを収集することにある。</li> </ul>
<b>考え得るグリーンウォッシングの特性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンウォッシングは、以下の4つの側面から分析し得る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- グリーンウォッシングにおいて市場参加者が果たすことができる役割。それには、サステナビリティ関連の宣伝の引き金を引く者（trigger）、拡散者（spreader）および受領者（receiver）が含まれ得る。</li> <li>- サステナビリティ関連の宣伝が行われる実際のトピック。①サステナビリティに関する金融機関のガバナンスおよび報酬、ならびに、サステナビリティ事項に向けられる金融機関もしくは商品のリソースに関する宣伝、②商品、金融機関もしくはサービスのサステナビリティ戦略、目的、特徴もしくは資格に関する宣伝、③過去のデータに基づくサステナビリティ関連の指標や将来のターゲットに関する宣伝、の3つに分類できる。</li> <li>- サステナビリティ関連の宣伝のミスリーディングな資質。選択的な開示やチェリーピッキング、誇張、開示の省略や不足、あいまいさ等。</li> <li>- サステナビリティ関連の宣伝が伝えられるチャネル（規制上の書類、格付、ベンチマーク、ラベル、商品情報、マーケティング資料等）や商品のライフサイクルの各段階。</li> </ul> </li> </ul>



質問項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報収集のために設けられた主な質問項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- グリーンウォッシングの潜在的な特性</li> <li>- 潜在的なグリーンウォッシングの事例</li> <li>- 銀行、保険、証券各セクター固有の質問事項（保険については、①グリーンウォッシングが判明した場合、それが保険会社のどのリスク・プロファイルに影響を与えるか、②グリーンウォッシングを回避するガバナンス手続きやツールを有しているか、③グリーンウォッシングにつながり得る事例、など。）</li> </ul> </li> </ul>
------	---

インプリケーション：グリーンウォッシングについては、日本においても、金融庁の「資産運用業高度化プログレス・レポート2022」（2022年5月公表）や「サステナブル・ファイナンス有識者会議第二次報告書」（2022年7月公表）の中で取組みが必要な課題として取り上げられている。今般のEUにおけるイニシアティブが、グリーンウォッシング問題のグローバルな取組みに進展することが期待される。

（出所）EIOPA ‘ESAs launch joint Call for Evidence on greenwashing’

### C: FSB、気候シナリオ分析にかかるレポートを公表（11月15日）

- 金融安定理事会（FSB）は、気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）と共同で作成したレポート「各国・地域における気候シナリオ分析：初期段階の発見事項と教訓」を公表した。同レポートに記載のある主な発見事項は以下のとおり。
  - NGFSシナリオは、金融当局が気候シナリオ分析を行う上で重要な役割を果たしている。大多数の当局がNGFSシナリオを利用しているほか、多くの分析では、NGFSシナリオは、シナリオの説明や主要な変数の取扱いなどの観点から、基準点（point of reference）として用いられている。
  - 金融当局による気候シナリオ分析の範囲や目的は様々であり、潜在的な金融システムの脆弱性を特定するため、広範な物理的リスクおよび移行リスクのドライバーを調査している。現時点では、多くの場合、啓蒙活動（awareness raising）や能力開発を目的として気候シナリオ分析が行われている。多くの当局は金融安定の評価もその目的に含めているものの、データやメソッドロジーにおける課題も認識されている。
  - ほとんどの国・地域は、気候シナリオ分析の比較可能性の重要性を指摘している。他方で、多くの国・地域は、分析が目的適格的なものとなるようカスタマイズすることも必要であると考えている。
  - 気候シナリオ分析の結果について、多くの分析では、秩序的なシナリオの下での影響は限定的であるものの、無秩序な移行や移行が行われないシナリオの下ではより大きな影響が生じ得る、という結果が出ている。金融安定の観点からは、現時点において、影響は特定のセクターに留まるものの、テール・リスクは相応に大きなものとなり得るとみられている。
  - 多くの国・地域は、副次的な効果や気候リスクの非線形性などを勘案していないことなどから、気候シナリオ分析におけるエクスポージャーや脆弱性は過少に評価されていると考えている。また、気候リスクが金融安定に与える影響をより正確に予測し、政策決定に役立てるため、金融機関や金融システムにとっての潜在的な損失の評価の精度を向上させる必要があると考えている。
  - 気候シナリオ分析にとって、データ・ギャップは引き続き大きな課題である。データの利用可能性や比較可能性のほ

か、気候ショックのクロスボーダーでの伝播を正しく分析するためには、クロスボーダーにおけるデータへのアクセス可能性も重要な検討事項である。

インプリケーション：同レポートにおける主な発見事項は、現時点における気候シナリオ分析の概要と課題を的確にとらえたものであると見受けられる。日本においても、一部の大規模な金融機関を対象として、気候関連リスクにかかるシナリオ分析の試行的取組みが行われ、その結果は本年8月に公表されたところである。今後、当局による気候シナリオ分析はさらに進展するものと考えられる。

(出所) FSB 'Climate Scenario Analysis by Jurisdictions: Initial findings and lessons'

## D: IAIS、保険会社の流動性指標を策定（11月18日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2023～2025年のグローバル・モニタリング・エクササイズ（GME）における個別の保険会社モニタリング（IIM）の一環として流動性リスク・モニタリングを行うに際して補助的な指標（ancillary indicator）として利用する流動性指標を策定した。
- 補助的な流動性指標の概要は以下のとおり。なお、上記の期間におけるそれらの指標を用いたモニタリングでは、IIMのモニタリング対象となっている保険会社の流動性指標の水準とともに、保険会社および保険セクターの流動性リスクの傾向とドライバーの理解に焦点が当てられる。その後、今般策定された指標のレビューも想定されている。

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アプローチ：エクスポージャー・アプローチ（EA）および個社予測アプローチ（Company Projection Approach：CPA）の2つ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- EAでは、「流動性比率＝流動性ソース÷流動性ニーズ」が計算される。分子、分母のバランスシートおよびオフバランスシート項目に係数が適用される。</li> <li>- CPAでは、ベースライン・キャッシュ・フローにストレスを適用することで、個社の流動性プロファイルが決定される。</li> </ul> </li> <li>• 対象：一般勘定のみ。</li> <li>• 対象期間（time horizon）：1年ストレス（主たる対象期間）および3か月（補完的な対象期間）</li> </ul>																								
<p><b>エクスポージャー・アプローチ（EA）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 流動性ソースに適用される主な係数は以下のとおり。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="462 1512 1396 2024"> <thead> <tr> <th>流動性ソース</th> <th>対象期間1年</th> <th>対象期間3か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国債（AA格以上）</td> <td>100%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>国債（A格以上）</td> <td>85%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>国債（BBB格以上）</td> <td>70%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>非金融：投資適格社債</td> <td>70%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>非金融：普通株式</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>金融：投資適格社債</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	流動性ソース	対象期間1年	対象期間3か月	現金	100%	100%	国債（AA格以上）	100%	95%	国債（A格以上）	85%	75%	国債（BBB格以上）	70%	60%	非金融：投資適格社債	70%	50%	非金融：普通株式	50%	40%	金融：投資適格社債	50%	40%
流動性ソース	対象期間1年	対象期間3か月																							
現金	100%	100%																							
国債（AA格以上）	100%	95%																							
国債（A格以上）	85%	75%																							
国債（BBB格以上）	70%	60%																							
非金融：投資適格社債	70%	50%																							
非金融：普通株式	50%	40%																							
金融：投資適格社債	50%	40%																							

	金融：普通株式	40%	30%	
	投資ファンド：流動性のあるETFs	25%	10%	
	損保の正味既経過保険料	85%	20%	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• なお、2021年のデータに基づくと、各流動性ソースが全体の流動性ソースに占める割合は、現金7%、国債（公的機関および政府機関が発行する債券を含む。）53%、非金融機関の社債および株式24%、金融機関の社債および株式6%、投資ファンド2%などとなっている（いずれも、対象期間は1年。）。</li> <li>• 流動性ニーズに適用される主な係数は以下のとおり。</li> </ul>			
		流動性ニーズ	対象期間1年	対象期間3か月
		未経過保険料（リテール）	10%	10%
		未経過保険料（事業者）	25%	25%
		損保正味発生保険金	40%	10%
		損保正味支払保険金	100%	25%
		再保険回収見込み額	25%	15%
	200年に1度の規模の大規模災害にかかる保険金支払い（1年）	100%	25%	
	当初証拠金	85%	85%	
	レポ・証券貸借取引（グロス）	100%	75%	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• その他、保険負債については、経済的ペナルティ（低、中、高）および時間的制約（短、中、長）に応じて、個人向け、企業向けそれぞれに係数が設定されている。</li> </ul>			
個社予測アプローチ（CPA）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CPAの基本的なアプローチは、①ベースライン・キャッシュ・フローの予測、②ストレス・キャッシュ・フローの予測、③ストレスの影響度の評価（キャッシュ・フロー流動性比率（CFLR）およびネット・キャッシュ・フローの分析）、④ヘアカットの考慮（ネット・キャッシュ・フローが負の場合）、の4段階から成る。</li> <li>• キャッシュ・フローの予測は、IIMと同様、持株会社レベルで行われることが望ましいものの、例外的な取扱い（連結ベースの総資産の70%超を占める最大のグループ内保険会社レベルでの予測）も許容される。</li> <li>• ストレス・シナリオの対象期間は、1、3および12か月の3つ。保険会社は、自社のストレス・シナリオもしくはIAISが定めるシナリオを使用できる。ストレスは、3つのキャッシュ・フロー区分（投資、調達およびオペレーション）に適用される。</li> <li>• ストレス・キャッシュ・フローが負の場合、資産の売却可能性を評価し、その際、ヘアカットを考慮することが求められる。</li> </ul>			

インプリケーション：IAISは、市中協議に対して寄せられたコメントに対する回答の中で、「IAISが策定する流動性指標は、各国・地域が保険会社の規制に用いることは意図されていない。それらの流動性指標は、IAISがグローバルの保険セクターの流動性リスクをモニタリングし、また、IAISが保険会社の流動性エクスポージャーをマクロブルデンシャルの観点から評価するためのツールとなる。」旨を明確に示している。したがって、各国・地域は、保険会社の流動性にかかる規制を策定するに際し、IAISの流動性指標に必ずしもとらわれる必要はないものと思料される。

(出所) IAIS ‘IAIS finalises liquidity metrics as an ancillary indicator for its Global Monitoring Exercise’

## E: EIOPA、サイバー・ストレス・テストに関するメソッドロジー原則案を公表（11月24日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2023年2月28日を期限として、「保険ストレス・テストのメソッドロジー原則に関するディスカッション・ペーパー：サイバー関連」を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

<p><b>目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ペーパーの目的は、以下の二つの観点から、生じ得る厳しいサイバー・インシデント・シナリオの下で、特に財務面に焦点をあてた保険会社のレジリエンスの評価の基盤を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー・レジリエンス：サイバー・イベントによる財務面での影響に耐え得る保険会社の能力。</li> <li>サイバー引受：資本およびソルベンシーの観点から、サイバー・シナリオが提供している保障（保険）に与える影響に耐え得る保険会社の能力。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>定義</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー・セキュリティ：ICTシステムに保存されている、もしくは、ICTシステムの情報の機密性、完全性および利用可能性の保護。</li> <li>情報セキュリティ：情報および情報システムの機密性、完全性および利用可能性の保護。</li> <li>サイバー攻撃：ICTシステムのサイバー・セキュリティを侵害するための攻撃的で悪意のある試みにつながるあらゆる種類のハッキング。</li> </ul>
<p><b>前提</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社自身のサイバー・レジリエンスの評価について、本ペーパーは悪意のあるサイバー攻撃のみを対象とする。また、サービス提供者によるサービスの中断による混乱（disruptions）については、意図的な（deliberate）ものであるか否かを区別しない。</li> </ul>
<p><b>シナリオ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在的なシナリオは、①データ・センター／インフラストラクチャーの被害（クラウドの停止）、②ランサムウェア／データの窃盗、③サービス拒否（DOS）、④データ漏洩、⑤停電、の5つ。</li> </ul>
<p><b>サイバー引受</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショック：ストレス・テストの観点からは、一時的なショックとしてとらえ、その影響を測定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>停電、ランサムウェア／データの窃盗、クラウドの停止の3つのシナリオについて、保険商品もしくは保障レベルでシナリオ（ショック）を設定。</li> <li>対象となる商品もしくは保障のカテゴリーは、全商品（損保）、事業中断、危機サービス費用、回復費用、専門職業賠償責任、D&amp;O、サイレント・サイバーの可能性のあるその他の商品・保障、サイバー恐喝、データ漏洩等。</li> </ul> </li> <li>指標：責任準備金、支払い保険金、損害率、負債、資産、純資産等。適格自己資本、SCR比率などは別途検討する。マネジメント・アクションは勘案しない。</li> </ul>



サイバー・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ショック：上記の5つのシナリオそれぞれについてショックを設定する。例えば、クラウドの停止や停電はその時間、ランサムウェアやDoSは影響を受けるビジネス・プロセス等のショックが設定される。</li> <li>• 指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>- オペレーショナル指標：BAUに戻るまでに要した時間、影響を受けるビジネス・プロセス。</li> <li>- 財務指標：事業中断に伴うオペレーショナル・コスト、および、総資産、総負債、純資産等。偶発債務、自己資本、SCR比率は別途検討する。</li> </ul> </li> </ul>
-------------	--

インプリケーション：サイバーセキュリティ・リスクが高まる中、サイバー・ストレス・テストの重要性も増している。今般EIOPAが策定したメソッド原則案は、日本の当局や保険会社がサイバー・ストレス・テストの設計を検討する上で参照できるものであると考えられる。

(出所) EIOPA ‘EIOPA consults on cyber component in its insurance stress testing framework’

## F: EC、DORA 法を採択（11月28日）

- 欧州連合理事会（European Council）は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）を採択した。同法（Regulation on digital operational resilience for the financial sector）は、発効から24か月が経過する日から適用される。
- 同法の構成は以下のとおり。
  - 第1章：一般規定（第1条～第4条）
  - 第2章：ICTリスク管理（第5条～第16条）
  - 第3章：ICT関連のインシデント管理、分類および報告（第17条～第23条）
  - 第4章：デジタル・オペレーショナル・レジリエンス・テスト（第24条～第27条）
  - 第5章：ICTサードパーティ・リスクの管理（第28条～第44条）
  - 第6章：情報共有の取極め（第45条）
  - 第7章：監督当局（第46条～第56条）
  - 第8章：委任法（第57条）
  - 第9章：経過および最終規定（第58条～第64条）
- 同法の主な内容は以下のとおり。

範囲 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本規制は、銀行（credit institutions）、決済サービス機関（payment institutions）、証券会社（investment firms）、保険会社、保険仲介者（insurance intermediaries）、信用格付機関等（金融機関（financial entities）と総称。）に適用される。</li> </ul>
定義 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デジタル・オペレーショナル・レジリエンスとは、第三者であるICTサービス提供者によって提供されるサービスを直接的もしくは間接的に利用する上で、ネットワークと情報システムの安全に対応するために必要とされるICT関連の全てのケイパビリティを確保することによって、自身のオペレー</li> </ul>

	<p>ションの完全性（integrity）と信頼性を構築し、保証し、レビューする、金融機関の能力を言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTリスクとは、顕在化した場合には、デジタルもしくは物理的環境において悪影響を生じさせることを通じて、ネットワークと情報システム、テクノロジーに依存したツールやプロセス、オペレーションやプロセス、もしくはサービスの提供の安全を損なう可能性がある、ネットワークおよび情報システムの利用に関連する合理的に特定可能な状況を言う。</li> </ul>
ガバナンスと組織（第5条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、ICTリスクの実効的かつ健全な管理を確保する内部のガバナンスと統制の枠組みを構築しなければならない。</li> </ul>
ICTリスク管理の枠組み（第6条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、全社的なリスク管理システムの一環として、健全で、包括的で、十分に文書化されたICTリスク管理の枠組みを有していなければならない。同枠組みは、すべての情報資産とICT資産が適切に保護されていることを確保するため、少なくとも、戦略、方針、手順、ICTプロトコルおよびツールを含むものでなければならない。</li> <li>同枠組みは、少なくとも年に一度、また、重要なICT関連のインシデントが発生した際に、レビューされなければならない。また、同枠組みは、内部監査を受けなければならない。</li> </ul>
特定（第8条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTリスク管理の枠組みの一環として、金融機関は、ICTに支えられたすべてのビジネス機能、役割、責任、それらの機能を支える情報資産およびICT資産、ならびに、ICTリスクとの関連でのそれらの役割と依存関係を特定し、分類し、適切に文書化しなければならない。</li> </ul>
保護と予防（第9条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、ICTシステムおよびツールの安全と機能性を継続的にモニターし、コントロールするとともに、適切なICTセキュリティ・ツール、方針、手続きを設けることにより、ICTリスクがICTシステムに与える影響を最小限に抑えなければならない。</li> </ul>
検知（第10条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、異常な活動を即座に検知し、潜在的に重大な単一障害点を特定するメカニズムを設けなければならない。金融機関は、特にサイバー攻撃など、ICT関連のインシデントをモニターするために十分なリソースを割かなければならない。</li> </ul>
対応と回復（第11条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、包括的なICT事業継続方針を策定し、文書化された取極めや計画などを通じて実践しなければならない。また、金融機関は、ICT事業継続計画を策定し、定期的にテストしなければならない。さらに、金融機関は、全体的な事業継続方針の一環として、深刻な事業の混乱（disruptions）に対するエクスポージャーの事業影響度分析（BIA）を行わなければならない。</li> </ul>
ハーモナイゼーション（第15条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州監督当局（ESAs）は、サイバー・セキュリティに関する欧州連合機関（ENISA）と連携し、ICTリスク管理ツール、手法、プロセスおよび方針のさらなるハーモナイゼーションを確保するため、共通の規制上の技術的基準を策定しなければならない。</li> </ul>
インシデント管理（第17条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、ICT関連のインシデントを検知し、管理し、報告するため、ICT関連のインシデント管理プロセスを定義し、構築し、実践しなければならない。金融機関は、すべてのICT関連のインシデントおよび重要なサイバーの脅威を記録しなければならない。</li> </ul>
テスト（第24条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、ICTリスク管理の枠組みの一環として、健全で包括的なデジタル・オペレーショナル・レジリエンス・テスト・プログラムを策定し、維持し、レビューしなければならない。</li> </ul>

ICT サードパーティ・リスクの管理 (第28条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、ICTサードパーティ・リスクを管理しなければならない。</li> <li>金融機関は、ICTサードパーティ・リスクに関する戦略を採択し、定期的にレビューしなければならない。その戦略には、第三者であるICTサービス提供者によって提供される重要な機能をサポートするICTサービスの利用に関する方針を含む。</li> <li>金融機関は、ICTサービスの利用に関する契約上の取極めを交わす前に、その内容を精査しなければならない。また、金融機関は、契約上の取極めが、第三者であるICTサービス提供者の重大な法令違反など、一定の要件を満たす場合に終了され得ることを確保しなければならない。</li> <li>重要な機能をサポートしているICTサービスについて、金融機関は退出戦略を策定しておかなければならない。</li> </ul>
重要なICTサービス提供者 (第31条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESAsは、金融機関にとって重要な第三者であるICTサービス提供者を指定しなければならない。</li> </ul>

インプリケーション：DORAの採択・施行により、欧州の金融機関には、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスの確保に必要な態勢の整備、および、ICTリスク管理の高度化が求められることとなる。このようなデジタル・オペレーショナル・レジリエンスにかかる規制・監督の強化の流れは、今後、他の国・地域においても浸透していくものと思料される。日本の金融機関には、DORAが求める水準を参考にしつつ、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスを確保するために一層の取組みを進めることが期待されよう。

(出所) European Council ‘Digital finance: Council adopts Digital Operational Resilience Act’

## G: 印 DFS、生損保の兼営を可能とする法案を公表（11月29日）

- インド金融サービス局（DFS）は、12月15日を期限として、生損保の兼営を可能とする条文を含む保険法の改正案を市中協議に付した。生損保の兼営に関連する主な規制案の内容は以下のとおり。

定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険事業の種類（class of insurance business）とは、生命保険、損害保険、健康保険、再保険の各種類を言う。</li> </ul>
登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つ以上の種類の保険事業の登録（registration）を受けようとする者は、規制で定めるところに従い、その申請を行う。再保険事業を行おうとする者は、他の種類の保険事業を行うことができない。</li> <li>保険会社は、保険事業に関連もしくは付随するサービスを提供することができる。また、規制で定める金融商品を販売することができる。</li> </ul>
勘定の分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、一つ以上の種類の保険事業を営む場合、各事業の勘定を分離しなければならない。</li> </ul>
当局の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>当局は、保険契約者の利益の保護と健全なリスク管理を確保するため、一つ以上の種類の事業を営む保険会社に対する規制を策定しなければならない。</li> </ul>

インプリケーション：単一のエンティティによる生損保の兼営がどの程度の数の保険会社に認められることとなるのか、今後のインドの規制・監督当局（IRDAI）の動向は注目に値する。

(出所) Department of Financial Services 'The Insurance Laws (Amendment) Bill, 2022: Submit your feedback'

## H: 豪 APRA、気候シナリオ分析の結果を公表 (11月30日)

- オーストラリア健全性規制庁 (APRA) は、5つの大手銀行を対象として実施した気候脆弱性評価 (Climate Vulnerability Assessment : CVA) の結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>• APRAは、2021～2022年にかけて、気候リスクが金融機関に与える影響を評価するため、主として信用リスクに焦点をあて、気候脆弱性評価 (CVA) を実施した。</li> <li>• CVAの対象は、大手5銀行 (Australia and New Zealand Banking Group、Commonwealth Bank of Australia、Macquarie Bank、National Australia BankおよびWestpac Banking Corporation) 。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CVAの目的は、①物理的リスクおよび移行リスクが銀行、金融システムおよび経済に与える潜在的な影響を測定すること、②銀行のビジネス・モデルの適応およびマネジメント・アクションの実行の可能性を理解すること、③銀行の気候リスク管理の能力 (capabilities) の向上を図ること、の3つ。</li> </ul>
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NGFSシナリオと整合した、以下の2つのシナリオを使用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 移行の遅延 (Delayed Transition) : 政策措置が遅延し、2030年以降急激に温室効果ガスの排出量を減らすシナリオ。</li> <li>- 現行の政策 (Current Policies) : 温室効果ガスの排出量が2050年を超えて増加し続けるシナリオ。</li> </ul> </li> </ul>
主な発見事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候シナリオ分析の結果は、気候リスクが中長期的に貸倒れを増加させることを示しているものの、銀行はその影響を吸収することが可能であると考えられる。</li> <li>• 気候リスクの影響は、特定の地域やいくつかの産業セクター (鉱業、製造業、運送業、卸売業等) に集中している傾向がある。</li> <li>• 気候リスクに対する銀行の対応には、リスク・アパタイトや融資アプローチの見直し (新たな住宅ローン融資にかかる融資比率の厳格化、特定の地域や産業セクターへの融資の削減等。) が含まれる。</li> <li>• 気候関連のデータの品質と入手可能性 (accessibility) は引き続き課題であるものの、そのことが金融機関の気候リスク分析の妨げとなるべきではない。</li> </ul>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• APRAは、今回のCVAから得られた経験を踏まえ、今後、他の金融セクター (保険を含む。) への横展開などを検討する。</li> </ul>

インプリケーション：APRAが実施したCVAは、世界の各国・地域において気候シナリオ分析が広く行われるようになっていくことを示す一つの事例である。APRAは、今後、CVAの範囲の保険セクターへの拡大も検討する予定であり、それによって、グローバルの保険セクターにおける気候シナリオ分析の手法等の開発がさらに進展することが期待される。

(出所) APRA 'APRA releases results of inaugural Climate Vulnerability Assessment'

## I: 豪 APRA、再建および退出計画にかかる監督基準を最終化（12月1日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2021年12月に市中協議に付した健全性監督基準「再建計画と退出計画（Recovery and Exit Planning）」を最終化した。同基準（CPS190）は、2024年1月から銀行および保険会社に適用される。主な内容は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行、損害保険会社（外国損害保険会社の在豪支店を含む。）、生命保険会社等。</li> <li>重要な金融機関（significant financial institution：SFI）、重要でない金融機関（non-SFI）の双方。</li> </ul>
再建および退出の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、財務上のレジリエンスを回復し、また、それが出来ない場合には、秩序立った退出を可能にするための方策を示した、再建および退出計画を策定し、維持しなければならない。</li> <li>再建および退出計画は、金融機関のリスク管理の枠組み、ならびに、資本および流動性管理の枠組みに統合されたものでなければならない。</li> <li>金融機関は、再建および退出計画において、特別な公的支援を前提とすべきではない。</li> </ul>
取締役会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の取締役会は、再建および退出計画の監督に最終的な責任を有する。</li> <li>取締役会は、再建および退出計画を承認し、経営陣によるレビューとアップデートを監督し、また、各施策の実施を監督しなければならない。</li> <li>SFIの取締役会は、ストレス時における再建のキャパシティの十分性に関する意見を形成しなければならない。そのキャパシティが十分でないと認める場合、SFIは、再建および退出計画を見直し、もしくは、財務上のレジリエンスを改善するための他の施策を講じなければならない。</li> </ul>
再建および退出計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の再建および退出計画は、以下の事項を含むものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画の概要</li> <li>- ストレスの早期特定とモニタリングのためのトリガーの枠組み（同枠組みには、広範な早期警戒指標を含まなければならない。）</li> <li>- トリガーのモニタリングと施策の実行のためのガバナンスの手続き（arrangements）（ガバナンスの手続きは、再建および退出計画の策定、維持、ならびに、施策の実行について、上級経営陣の役割と責任を明確に規定するものでなければならない。）</li> <li>- 再建および退出のためのアクション</li> </ul> </li> <li>SFIの再建および退出計画は、上記に加え、以下の事項を含むものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- トリガーの枠組みの実効性を評価し、計画がどのように実行されるのかを示し、それらのアクションの影響と実効性を測定するシナリオ分析（同分析は、システムックおよび特異なストレスを含む、少なくとも2つのシナリオを含むものでなければならない。）</li> <li>- 再建のキャパシティの評価（資本および流動性について定量的なものでなければならない。）</li> <li>- 各アクションの実施のタイムライン、実施の妨げとなる要因の分析、タイムリーで実効的な実施に必要な準備作業、各アクションが資本および流動性に与える影響の見積り</li> </ul> </li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>APRAは、再建および退出計画が不十分であると認める場合、資本および流動性に関する健全性要件を調整し得る。</li> </ul>
検証とレビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>SFIは少なくとも毎年、non-SFIは少なくとも3年ごとに、再建および退出計画をレビューし、アップデートしなければならない。</li> <li>SFIは、少なくとも3年ごとに、再建および退出計画の実効性、ならびに、その実行能力を包括的にレビューしなければならない。包括的なレビューは、独立した適格者によって行われる必要がある。</li> <li>包括的なレビューの一環として、SFIは、計画の利用をシミュレートするためのオペレーショナル・テスト（ガバナンスの手続き、コミュニケーション計画、主要なアクションのオペレーション、内部報告を含む。）を行わなければならない。</li> </ul>

- APRAは、2023年上半期に、破綻処理計画（resolution planning）に関する健全性基準（CPS900）を最終化する。また、CPS190およびCPS900にかかるガイダンスを同時期に最終化する。

インプリケーション：本規制は、オーストラリアに拠点を持つ日本の金融機関にも、少なくとも間接的に影響を及ぼすものであると考えられる。現地の監督当局の目線からは、それら日本の金融機関には、オーストラリアに所在するグループ内の子会社が策定する再建および退出計画について、何らかの関与をすることが期待されているものと推察される。

（出所）APRA ‘APRA releases final prudential standard on recovery and exit planning’

## J: 馬 BNM、気候関連のリスク管理に関する規制を策定（12月2日）

- マレーシア中銀（BNM）は、気候リスク管理およびシナリオ分析に関する政策文書を公表した。同政策文書は、金融機関が遵守すべき気候関連のリスクの管理に関する14の原則、ならびに、各原則に関係する基準およびガイダンスを定めている。基本的に、ガバナンス、戦略、リスク・アパタイト、リスク管理にかかるものは2023年12月末、シナリオ分析、指標とターゲット、開示にかかるものは2024年末に適用開始となる。14の原則の概要は以下のとおり。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則1：取締役会および上級経営陣は、気候変動に対する金融機関のレジリエンスを確保するため、気候関連のリスクを実効的に監督しなければならない。</li> <li>原則2：取締役会および上級経営陣は、金融機関の事業およびリスク管理戦略に活かすことができるよう、自らおよび金融機関として気候関連のリスクを十分に理解していることを確保しなければならない。</li> <li>原則3：金融機関は、重要な気候関連のリスクを十分に管理するため、気候関連のリスクを3線にわたる内部統制の枠組みに組み込まなければならない。</li> </ul>
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則4：金融機関は、気候関連のリスクに対するレジリエンスを強化し、また、公正で秩序立った移行を促進するため、重要な気候関連のリスクの潜在的な影響を自身の事業戦略に取り込まなければならない。</li> </ul>
リスク・アパタイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則5：金融機関は、気候関連のリスクをリスク・アパタイトの枠組みに組み込まなければならない。金融機関は、それらの重要なリスクを内部の資本十分性評価のプロセスに反映しなければならない。</li> </ul>

<b>リスク管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則6：金融機関は、重要な気候関連のリスクをERMの枠組みに統合しなければならない。</li> <li>原則7：金融機関は、重要な気候関連のリスクを効果的に集計し、報告するため、データ・クイパビリティやツール、メソドロジーを継続的に開発しなければならない。</li> <li>原則8：金融機関は、すべての重要なリスクと特定し、計測するため、気候関連のリスクを全体的なリスク評価の一環として勘案しなければならない。</li> <li>原則9：金融機関は、重要で、潜在的な気候関連のリスクをタイムリーにモニタリングし、報告しなければならない。</li> <li>原則10：金融機関は、現在および潜在的で重要な気候関連のリスクを管理するに際し、適切なリスク統制を整備しなければならない。</li> <li>原則11：金融機関は、気候関連のリスクの伝播や既存のリスク種目に対する影響を理解し、また、リスク管理体制とプロセスが重要な気候関連のリスクに対応できるものであることを確保しなければならない。</li> </ul>
<b>シナリオ分析</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則12：金融機関は、重要な気候関連のリスクに対する事業戦略のレジリエンスを評価するため、シナリオ分析を行わなければならない。シナリオ分析から得られるインサイトは、リスク・プロファイル、リスク・アパタイトおよびリスク管理の枠組みに資するものでなければならない。</li> <li>原則13：金融機関は、シナリオ分析が適切なものであり、一定の基準に従い、適切な対象期間（time horizon）かつ十分な粒度で行われることを確保しなければならない。</li> </ul>
<b>開示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則14：金融機関は、ステークホルダーが情報に基づいて意思決定を行うことができるよう、また、金融セクターにおける重要な気候関連のリスクの実効的な管理を強固なものとするため、信頼でき、有意で、比較可能な気候関連の開示を行わなければならない。</li> </ul>

インプリケーション：これまで、アジア地域では、例えばシンガポール金融管理局（MAS）が「環境リスクの管理に関するガイドライン」（2020年12月）<sup>1</sup>を、マレーシア中銀（BNM）が「気候変動と原則ベースのタクソノミー・ガイダンス（2021年4月）」<sup>2</sup>をそれぞれ策定・公表している。今般、BNMが気候リスク管理およびシナリオ分析に関する規制を策定したことで、シンガポール等でも同分野の規制の強化が進むことも想定される。これらの国に拠点を有している日本の金融機関は、規制の動向に留意する必要がある。

（出所）BNM ‘Policy Document on Climate Risk Management and Scenario Analysis’

## K: EIOPA、保険のプロテクション・ギャップのダッシュボードを公表（12月5日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップのダッシュボードを作成・公表した。同ダッシュボードは、気候関連の保険のプロテクション・ギャップのドライバーを示すもの。主な内容は以下のとおり。

<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動により、自然災害にかかる保険の購買可能性（affordability）と付保可能性（insurability）が大きな課題となっている。現状でも、異常気象や気候関連のイベントによ</li> </ul>
-----------	---

<sup>1</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 5, 2020年11月～12月）」記事Pを参照。  
[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202012\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202012_ins_regulation.pdf)

<sup>2</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事Mを参照。  
[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf)

	<p>て生じた欧州における損害の1/4しか付保されていない。このことは、欧州においてプロテクション・ギャップが存在することを示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロテクション・ギャップに対応するためには、保険の普及を促進するだけでは不十分であり、建物の脆弱性、エクスポージャーの所在の特定、最適な保障について施策を講じることが、レジリエントな社会の重要な要素となっている。</li> </ul>
目的と概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ダッシュボードの目的は、欧州における自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップに関連するリスクをモニターすること。</li> <li>ダッシュボードは、①現在のプロテクション・ギャップ（モデルによる推計）、②過去のプロテクション・ギャップ（データによる測定）の2つの見方を示している。今後、将来のプロテクション・ギャップの推計も検討する余地がある。</li> <li>現在のプロテクション・ギャップについては保険の普及度とペリルのリスク、過去のプロテクション・ギャップについては非付保損害額と損害額から、それぞれスコア（0～4。4が最もギャップが大きい。）を計算。</li> </ul>
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険のプロテクション・ギャップは、脆弱性、ハザード、保険カバー、エクスポージャーの各要素で構成される。</li> </ul>
現在のプロテクション・ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最もプロテクション・ギャップが小さいペリルは暴風。その他のペリルの概要は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸の洪水：プロテクション・ギャップはオランダで最も大きく、ドイツがそれに続く。</li> <li>山火事：ポルトガルおよびギリシャで最もプロテクション・ギャップが大きく、オーストリア、クロアチア、スロバキア、キプロスがそれに続く。</li> <li>洪水：オランダ、ドイツ、クロアチアでプロテクション・ギャップが最も大きい。</li> <li>地震：ギリシャおよびイタリアのプロテクション・ギャップが大きく、ルーマニアとブルガリアがそれに続く。</li> </ul> </li> <li>国別で見ると、ギリシャとイタリアでプロテクション・ギャップが最も大きい。</li> </ul>
過去のプロテクション・ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1980年～2021年について見ると、付保されていない損害額の観点から最も大きなペリル／地域は、イタリアの地震（損害の98％が非付保）、ドイツの洪水（同75％）、イタリアの洪水（同97％）が挙げられる。</li> </ul>

インプリケーション：EIOPAは保険のプロテクション・ギャップへの対応にかかる検討を進めており、その一環として、今般のダッシュボードが公表された。同ダッシュボードでは、「政府によるスキーム」への言及もあり、今後欧州がプロテクション・ギャップの課題にどのように取り組むのか、その動向は注目に値する。

（出所）EIOPA ‘EIOPA’s dashboard identifies the European natural catastrophe insurance protection gap’

## L: 豪 APRA、個人向け保険の保険料の引上げにかかる懸念を表明（12月8日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）と連名で、生命保険会社に対してレターを發出し、その中で、個人向け保険の保険料の変更（引上げ）が適切に行われていないことについて懸念を表明した。主な内容は以下のとおり。

- APRAとASICは、いくつかの生命保険会社は、個人向けの生命保険契約（特に、平準払いの保険契約）について、保険料の変更を約款に従って適切に行っておらず、また、関係する開示情報やマーケティング資料から形成される合理的な期待に沿って行動していないことを懸念している。
- このことは、明確で効果的な開示を行い、保険料の変更を約款に則って行い、また、マーケティング資料が誤解を生じさせないよう確保するための実効的な体制、手続きおよび統制を保険会社が整備していないことを示唆するものである。
- APRAとASICは、個人向け保険を販売しているすべての生命保険会社に対して、保険料の変更、ならびに、開示およびマーケティング資料を過去に遡ってレビューすることを要請する。それらの保険会社は、2023年3月末までに、ASICに対してレビューの結果、および、必要な場合には改善策を報告しなければならない。

**インプリケーション：**本件は、生命保険会社のコンダクト・リスク管理の脆弱さを示す事例であると考えられる。監督当局が保険会社に対して過去に遡って調査を求めている点は興味深い。いずれにせよ、顧客本位の業務運営の徹底が求められていることは明らかである。

（出所）APRA ‘APRA and ASIC release joint letter on premium increases in the life insurance industry’

## M: FSB、G-SII の指定を停止（12月9日）

- 金融安定理事会（FSB）は、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の指定の停止、および、保険セクターの破綻処理の枠組みの強化にかかるステートメントを発出した。主な内容は以下のとおり。
  - FSBは、G-SIIsの指定の停止を決定した。今後、FSBは、保険セクターのシステム上リスクを検討する上で、IAISのホリスティック・フレームワークから得られる情報を活用する。
  - FSBは、引き続き、IAISから、グローバル・モニタリング・エクササイズの結果について報告を受ける。それには、IAISによるグローバルの保険セクターのシステム上リスクの評価を含む。したがって、IAISは、保険会社に対する年次のデータ収集を継続する。
  - FSBは、必要に応じて、IAISおよび各国当局と協議の上、個々の保険会社のグローバルなシステム上の重要性およびホリスティック・フレームワークの適用の適切性に関する見解を表明する。
  - FSBは、2023年以降、メンバー当局の評価と自己報告により、FSBの「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（KAs）」と統合的な破綻処理計画の策定と破綻処理の可能性の評価を行う必要がある保険会社のリストを公表する。FSBは、必要に応じて、KAsが適用される保険会社の範囲の適切性と十分性に関する見解を表明する。FSBは、各国・地域によるKAsの適用の範囲の決定のアプローチにかかる追加的なガイダンスの策定を目指す。
  - IAISは、ホリスティック・フレームワークの高度化を継続する。FSBは、2025年11月に、ホリスティック・フレームワークに基づくシステム上リスクの評価と低減のプロセスに関する枠組みのレビューを行う。その結果を踏まえ、FSBは、IAISと協議の上、必要に応じて、G-SIIの指定の再開を含め、そのプロセスの調整を行う。

**インプリケーション：**FSBは、2022年12月に公表した「破綻処理に関するプログ्रेस・レポート（2022 Resolution Report）」において、「保険会社の破綻処理計画を十分に実行可能なものとするため、さらなる作業が必要である。FSBは2023年、中央清算機関（CCPs）と保険会社に対する破綻処理の枠組みの構築に引き続き注力する」と述べている。本記事で取り上げたステートメントにおいても、保険セクターの破綻処理の枠組み（破綻処理計画の策定を含む。）の強化を指摘している。G-

SIIsの指定は一時停止されたものの、FSBは破綻処理計画の策定を要する保険会社のリストは引き続き公表する旨を示していることから、G-SIIsの指定の停止自体は、今後各国当局が行うべき取組みに大きな影響を与えるものではないと考えられる

(出所) FSB 'The FSB endorses an improved framework for the assessment and mitigation of systemic risk in the insurance sector and discontinues annual identification of global systemically important insurers (G-SIIs)'



## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

